

# 《健康だより》マスクルール変更について（続報）

環境保健部 平安山 智子

3月13日より、国の定めた新型コロナウイルス感染症予防のためのマスク着用ルールが緩和されました。「ゆんたく2月号」でも2ページの特集として予報いたしました。民間事業についてのマスクのルールについては、各業界のガイドラインにゆだねられることになり、おおよそ出そろってききましたのでご案内します。

## バス

- ・閑散時の乗合バス／着席利用の高速バスは、マスクの着用の判断は乗客にゆだねられる。
- ・通勤ラッシュ時など混雑したバスに乗車する時は、マスク着用の推奨を案内する。
- ・バス事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は乗務員にマスクの着用を求めることがある。



## 乗合タクシー・ハイヤー

- ・マスクの着用は乗客の判断に委ねられる。
- ・定員上、後部座席に着席可能である場合には、可能な限り後部座席への乗車を案内する。
- ・感染対策上または事業上の理由等により、乗客にマスクの着用を求める場合がある。

## 鉄道

- ・乗客のマスクの着脱は、個人の判断にゆだねられる。マスク着用の呼びかけ放送は取りやめる。
- ・通勤ラッシュなど混雑時や車内での会話時は、マスク着用を推奨する。
- ・新幹線や在来線の特急、着席サービスのある車両で座席を回転させて対面することを許可する。



## 航空機

- ・機内での旅客のマスクの着脱は、個人の判断にゆだねられる。
- ・サーモグラフィーを用いた体温測定を今後も継続する。体温測定の結果、発熱があり、咳や倦怠感等の症状が見られるなど感染症が疑われる場合は、航空会社は当該旅客に対して搭乗のとりやめを要請することがある。



## 映画館・劇場

- ・入場時にはマスクの着用は求めない。
- ・応援上映／ライブビューイングなど発声を伴うイベント上映にはマスク着用を必須とする。
- ・発声を有する場合には、チケット販売時およびイベント開始前に、主催者がマスクの着用等の基本的な感染防止対策の周知を図る。



## スーパーマーケット・ドラッグストア

- ・マスクの着用については、個人の判断にゆだねられる。
- ・出入口／レジ付近のアルコール消毒液設置を継続し、入店時の手消毒を案内する。
- ・イートインでは、従来の感染予防対策（間隔空けや衝立設置）を継続する。
- ・感染対策上または事業上の理由等により、来店者にマスクの着用を求める場合がある。



※ 新型コロナウイルス感染症を感染症予防法の5類感染症に変更する5月8日をもって、業種別の感染予防ガイドラインは廃止または緩和の方向で改定となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなっています。

※ 感染が再び大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあります。

※医療機関を受診／健診／予防接種／お見舞いの面会をする際は、マスク着用が必要です。